第11表(2) 電気工作物の欠陥等による死傷・物損事故件数表

		平成13 年度分																							事	業者	名:		<u>公</u>	<u>`営・-</u>	その他	<u>t</u>										
	種別	電 気 工 作 物 の 欠 陥 等 に よ る 死 傷 事 故																																								
\		作									業						者									,	公		衆						1	気	工作	欠阝	陷	丝		
			従			業	員					そ			0			他									4				* 				等による物損				事	汝		
	原因別	死				負	傷		傷		死			Ļ	-	負			傷					死				亡	負				傷									
			電気工作 物の操作				電気物の	江作)操作				1	電気 かのお	工作 ^{量作}			電物	気工作の操作	乍								工作 操作				電気:物の:	工作 墁作						電気	工作 操作			
\	\		被	第			被	第					被	第			被									被	第			-	被	第						被	第		1	
	\		害	Ξ			害						害	Ξ			害									害	Ξ				害	Ξ						害	Ξ		l	
			者	者			者	者					者	者			者									者	者				者	者						者	者	ì		
			[E	に			に	に					に	 C			ا									に	に				に	に						に	に		1	
事	故		ょ	ょ			ょ	よ					よ	ょ			ر ا									ょ	ょ				ょ	ょ						よ	ょ		1	
発生箇所			る る	る る			る	る る					る	る			3									る	る る				る	ر م						る	る る			討
			~	٧			-					+	~	-			(_		(1)	(1)	(1)				~	- V				~	2						~	~			(1)
	水 力																	1		1	1	1	50																			1
	火 力												(1)		(1)						(1)	(1) 1	50																			(1) 1
	<u> </u>		+										-		-						-	-	30																-+			
	原子力																																									
Æ	計												(1)		(1) 1		(1) 1		(1) 1	(2)	(2)	100																			(2)
	н														-					Ť			100																			
变	10 所																																									
送電線路 架																																										
及び																																										
特別高 配電線	田 地中		+																																							
印电泳	計																																							ì		
高原電線路																																										
	架空		+																																							
	路 地中																																									
	-1																																									
	計											+			+			+		-	-																		\dashv		$\overline{}$	
低圧配	電線路																																									
重 亜	設 備																																									
m X	HTI XH												(1)		(1)		(1)		(1)	(2)	(2)																	\exists			(2)
合 計			1				1						1		1			1		1	2	2	100												100						100	2
百分率(%)																						100												100						100		

⁽備考)1.需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載している。

^{2.()}の数値は、死傷者数を示す。(感電によるものを除く)